

# 飲食店を経営する事業者の皆様へ

## 「福岡県感染拡大防止協力金」の申請はお済みですか？

○県では、営業時間短縮等の要請に協力いただいた飲食店等の皆さまに、「福岡県感染拡大防止協力金」を給付しています。

○**申請期限は11月14日(日)です。期限を過ぎると申請することができません。また、先渡給付を受給した場合、必ず期限内に本申請が必要です。**

○パソコン等を使った電子申請以外に**書面による郵送申請が可能**です。

○**申請書類のお取り寄せ、申請方法**について、まずは**下記コールセンター**までお尋ねください。

	【第10期】	【第11期】	【第12期】	【第13期】
区域	福岡市、北九州市、久留米市、福岡地域	他市町村	県内全域	
期間	8/1～19	8/20～9/12	9/13～30	10/1～14
施設対象	飲食店営業許可・喫茶店営業許可を得ている施設			
主な要請内容	営業時間 <b>20時まで</b>	営業時間 <b>21時まで</b>	酒類・カラオケ提供店舗： <b>休業</b> その他店舗：営業時間 <b>20時まで</b>	感染防止認証店以外 営業時間 <b>20時まで</b> 感染防止認証店 営業時間 <b>21時まで</b>
給付額	売上高に応じ <b>4～10万円</b> ×日数 (家賃月額× 2/3加算あり)	売上高に応じ <b>2.5～7.5万円</b> ×日数	売上高に応じ <b>4～10万円</b> ×日数 (家賃月額×2/3加算あり)	売上高に応じ <b>2.5～7.5万円</b> ×日数
申請期限	<b>令和3年11月14日(日)</b>			

### 主な必要書類

- 申請書 ○誓約書 ○協力金支給申請額計算書(下限給付額の場合は提出不要)
- 本人確認書類の写し(運転免許証など)
- 通帳の写し
- 店舗の外観全体(店舗名等)が分かる写真
- 飲食店営業許可書の写し
- 営業時間短縮や酒類・カラオケ設備を提供していないことをお知らせするチラシ等の写真
- 賃貸借契約書、賃料支払い実績が分かる書類(通帳など)の写し ※該当する場合のみ
- 確定申告書または直近3か月の売上帳の写し

### 協力金に関するお問い合わせ先

**福岡県感染拡大防止協力金コールセンター**

**TEL:0120-567-918 (平日、土、日、祝日 9時～17時)**

### 福岡県感染拡大防止協力金を受け取られた皆様へ

- 「**福岡県感染拡大防止協力金**」は課税対象となります。その他の収入と合わせて、所得として申告が必要です。詳細については、管轄の税務署までお問い合わせください。
- 個人事業税などの県税について、納期限までに納税が困難な場合は、納税相談**に応じています。管轄の県税事務所までお問い合わせください。